

2018年3月6日

福島県知事  
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団  
団 長 神山 悦子  
副 団 長 阿部裕美子  
同 宮川えみ子  
幹 事 長 宮本しづえ  
政調会長 吉田 英策

**東京電力福島第二原発の廃炉さえ明言せず、  
東電川村会長や榊原経団連会長などのあいつぐ  
原発被災県民を愚弄する発言に対し、強く抗議すること**

東日本大震災・原発事故から、まもなく3.11で丸7年を迎えようとしています。帰還困難区域を除く避難指示が解除されて1年になりますが、帰還した住民はいずれも1割台という現状です。昨年、福島大学未来センターが実施した第2回双葉郡住民実態調査でも、「将来の仕事や生活への希望が見えない」が半数に上っているように、原発事故がもたらす被害は全県民に及び、かつ他の自然災害にはみられない異質な危険とさまざまな困難をもたらしています。

東京電力の廃炉・汚染水対策もなかなか見通せない中で、安倍政権は全国の原発を次々と再稼働させ、さらに日立製作所が英国に原発を輸出する計画を一体で推進しようとしています。原発をベースロード電源とする国のエネルギー基本計画を見直し、原発依存をやめ再生可能エネルギー推進に大きく転換することこそ必要です。

ところが、今年1月5日に東電川村隆会長が「この先20年のオーダーでみると使える原発は柏崎刈羽原発と福島第二原発」と発言したことに続いて、経団連榊原定征会長（東レ相談役）は「エネルギーを安定的に、経済的な価格で確保するためには原発が必要」と発言（福島民報2018年3/6付け）しています。経済優先で県民の安全を後回しにする経済界からのあいつぐ暴言は許せません。まもなく、原発事故から7年を迎える福島県民を愚弄するものです。

すでに、昨年10月10日の生業裁判の福島地裁判決では、地震・津波対策を指摘されながら必要な津波対策を怠った国と東電の法的加害責任が断罪されています。

記

1、知事は、原発被災県民を代表し、東電川村会長と榊原経団連会長に対し強く抗議を申し入れること。

以 上